

実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の 会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等に対する意見

2023 年 7 月 28 日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1（範囲に関する質問）

実務対応報告案の範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

ただし、第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段又は第 3 号電子決済手段に該当する外国電子決済手段のうち、当該電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託している外国電子決済手段以外の外国電子決済手段について、今後、国内において取引量が増加する場合には、その取扱いについて改めて検討することが必要と考える。

（理由）

従来の我が国の会計実務においては、企業がいわゆる法定通貨建てステーブルコインを利用者として自己保有目的で保有する場合、その性質を資金決済に関する法律（資金決済法）上の通貨建資産や暗号資産の定義に該当するか否かについて検討した上で、あるべき会計処理について個別に判断されてきたと理解している。このため、仮に、実務対応報告案で提案されるとおり、電子決済手段等取引業者に預託されない外国電子決済手段が実務対応報告案の適用範囲から除外される場合には、従前の会計実務が継続することになると考えられる。

海外の事例を鑑みると、今後、日本において電子決済手段等取引業者が自己保有目的で外国電子決済手段を保有することも想定され、電子決済手段等取引業者の財務諸表に重要な影響を及ぼす金額になる可能性も否定できないと考えられる。そのため、今後、日本国内において実務対応報告案の適用対象外である外国電子決済手段の取引量が増加する場合には、その取扱いについて改めて検討することが必要と考える。

質問2（電子決済手段の保有に係る会計処理に関する質問）

実務対応報告案の電子決済手段の保有に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問3（電子決済手段の発行に係る会計処理に関する質問）

実務対応報告案の電子決済手段の発行に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問4（外貨建電子決済手段に係る会計処理に関する質問）

実務対応報告案の外貨建電子決済手段に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問5（預託電子決済手段に係る取扱いに関する質問）

実務対応報告案の預託電子決済手段に係る取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

ただし、実務対応報告案では、電子決済手段等取引業者又は電子決済手段の発行者が電子決済手段の利用者との合意に基づいて当該利用者から預かった電子決済手段を資産計上しないこととしているが、この取扱いについて、顧客から預かった現金に係る金銭信託や預託された資金決済法上の暗号資産を資産計上している従前の会計実務との比較において、結論の背景を補足説明していただきたい。

（理由）

実務対応報告案では、電子決済手段の性質を「現金に類似する性質と要求払い預金に類似する性質を有する資産」（実務対応報告案 BC18 項）とされていることを踏まえると、電子決済手段等取扱業者等の預託電子決済手段が資産計上されないという、顧客から預かった現金に係る金銭信託や預託された暗号資産が資産計上される会計実務と異なる取扱いとなることについて、実務対応報告案の説明だけではその理由が明確でないと考え

える。この点、当該金銭信託や預託された暗号資産の従前の会計実務との比較において結論の背景で補足説明していただきたい。

質問6（開示に関する質問）

実務対応報告案の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問7（連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関する質問）

キャッシュ・フロー作成基準一部改正案の連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問8（適用時期に関する質問）

本公開草案の適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

質問9（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

本公開草案の適用対象となる特定の電子決済手段について、日本においてはいまだ一般的な実務が存在しないため、具体的にどのようなものであるかをイメージしやすいように、本公開草案の最終化に当たっては、事例や取引例を含めることを検討いただきたい。

（理由）

本公開草案の適用対象である特定の電子決済手段について、実務における取引が一般的ではない現時点において、当該電子決済手段を正しく理解できず、結果として、本公開草案の定める適切な適用が阻害される可能性がある。具体的な事例や取引例を含めて会計基準の正しい理解を促すことは、本実務対応報告案の円滑な適用が担保されるもの

と考える。

以 上